

議案第11号

沼田市営土地改良事業の分担金及び費用の徴収に関する条例の一部を改正する  
条例について

沼田市営土地改良事業の分担金及び費用の徴収に関する条例の一部を別紙のとおり改正  
する。

令和5年2月21日提出

沼田市長 星野 稔

沼田市営土地改良事業の分担金及び費用の徴収に関する条例の一部を改正する  
条例

沼田市営土地改良事業の分担金及び費用の徴収に関する条例（昭和50年条例第8号）  
の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（督促及び延滞金）

第8条 分担金又は費用を第5条に規定する納期限までに納付しない者があるときの督促  
及び延滞金については、沼田市債権管理条例（令和3年条例第19号）の定めるところ  
による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。